

# 《⑬税 の 減 免 等》

● …必ず手帳が必要なサービスです。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等																																						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級																																							
	●	●	●	●	●	●	●	●			● ※																																									
サービス内容	<p>次に該当する軽自動車等については、軽自動車税が減免される場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 身体障がい者等またはその家族（生計を一にする者）が所有し、当該身体障がい者等が運転する車両</li> <li>2. 身体障がい者等またはその家族（生計を一にする者）が所有し、専らその身体障がい者等の通院、通学、通所または生業のためにその家族が運転する車両</li> <li>3. 身体障がい者等のみで構成される世帯の方が所有し、専らその身体障がい者等の通院、通学、通所または生業のために当該身体障がい者等を常時介護する方が運転する車両</li> <li>4. 専ら身体障がい者等の利用に供するために構造変更された車両</li> </ol> <p>※詳しくは資産税課にお尋ねください。</p>																																																			
軽自動車税の減免条件	<p>○減免対象車は普通自動車を含め身体障がい者等1人につき1台に限ります。          ○減免対象車の運転者は、別の減免対象車（普通自動車を含む）の運転者にはなれません。          ○事業用のものは除きます。          ○減免申請は、4月2日～5月31日までに提出してください。（土・日・祝日を除く。）          ○変更等がない限り、翌年以降減免申請書の提出は必要ありません。          ただし、申請内容に変更があった場合は直ちに申告が必要です。          例：障害の種別・等級、車両の買い替え、名義の変更等          ○減免に該当しなくなったことが後日判明した時は、遡って納付していただく場合があります。          ○対象となる税額を納付されている時は減免の対象となりません。</p> <p>◎減免の対象となる障害の種別・程度（身体障がい）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障がいの区分</th> <th>身体障害者等本人が運転の場合</th> <th>同一生計者・常時介護者が運転の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1～3級、4級の1</td> <td>左と同じ</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2級・3級</td> <td>左と同じ</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級</td> <td>左と同じ</td> </tr> <tr> <td>音声機能障害</td> <td>3級（喉頭摘出のみ）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上肢不自由</td> <td>1級・2級</td> <td>左と同じ</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td>1～6級、7級で他の障がいを複合する場合は手帳が1級・2級</td> <td>1～3級、4～7級で他の障がいを複合する場合は、手帳が1級・2級</td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td>1～3級、5級</td> <td>1～3級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能</td> <td>1級・2級</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障害</td> <td>1級・3級</td> <td>左と同じ</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td> <td>1～3級</td> <td>左と同じ</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td> <td>1～3級</td> <td>左と同じ</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※1）精神障害者保健福祉手帳1級で、かつ自立支援医療受給者証の交付を受けている方が対象です。</p>														障がいの区分	身体障害者等本人が運転の場合	同一生計者・常時介護者が運転の場合	視覚障害	1～3級、4級の1	左と同じ	聴覚障害	2級・3級	左と同じ	平衡機能障害	3級	左と同じ	音声機能障害	3級（喉頭摘出のみ）	—	上肢不自由	1級・2級	左と同じ	下肢不自由	1～6級、7級で他の障がいを複合する場合は手帳が1級・2級	1～3級、4～7級で他の障がいを複合する場合は、手帳が1級・2級	体幹不自由	1～3級、5級	1～3級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	移動機能	1～6級	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障害	1級・3級	左と同じ	肝臓機能障害	1～3級	左と同じ	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	左と同じ
障がいの区分	身体障害者等本人が運転の場合	同一生計者・常時介護者が運転の場合																																																		
視覚障害	1～3級、4級の1	左と同じ																																																		
聴覚障害	2級・3級	左と同じ																																																		
平衡機能障害	3級	左と同じ																																																		
音声機能障害	3級（喉頭摘出のみ）	—																																																		
上肢不自由	1級・2級	左と同じ																																																		
下肢不自由	1～6級、7級で他の障がいを複合する場合は手帳が1級・2級	1～3級、4～7級で他の障がいを複合する場合は、手帳が1級・2級																																																		
体幹不自由	1～3級、5級	1～3級																																																		
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級																																																		
	移動機能	1～6級																																																		
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障害	1級・3級	左と同じ																																																		
肝臓機能障害	1～3級	左と同じ																																																		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	左と同じ																																																		
申請手続きに必要なもの	<p>○車検証          ○減免申請書          ○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証          ○運転される方の運転免許証          ○納税義務者の方の印鑑、個人番号カードなど          ○通院・通学・通所等証明書（家族運転・常時介護者運転の場合）          ○納税通知書          ○上記サービス内容の3に該当する場合は誓約書          ○上記サービス内容の4に該当する場合は車の仕様書等の書類（写真・パンフレット等）</p>																																																			
問い合わせ先	資産税課（償却資産係）																																																			

# 《⑬税 の 減 免 等》

● …必ず手帳が必要なサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等																																						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級																																							
	●	●	●	●	●	●	●	●			●																																									
サービス内容	<p>次に該当するものについては、自動車税、自動車取得税が減免される場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（身体障がい者等）またはその家族（生計を一にするもの）が所有（取得）し、当該身体障がい者等が運転する自動車</li> <li>2. 身体障がい者等またはその家族（生計を一にするもの）が所有（取得）し、専らその身体障がい者等の通院、通学、通所または生業のために運転する自動車</li> <li>3. 身体障がい者等のみの世帯の方が所有（取得）する車両で、常時介護する方が専らその身体障がい者等の通院、通学、通所または生業のために運転する自動車</li> <li>4. 身体障がい者等のために構造変更された自動車</li> </ol> <p>※詳しくは、県北振興局税務部にお尋ねください。 また、県のホームページ<a href="https://www.pref.nagasaki.jp/section/zeimu/">https://www.pref.nagasaki.jp/section/zeimu/</a>でも内容の閲覧及び申請書の入手ができます。</p>																																																			
自動車税・自動車取得税の減免条件	<p>○減免対象車は軽自動車を含め一台です。 ○減免対象車の運転者は、別の減免対象車（軽自動車を含む。）の運転者にはなれません。 ○事業用のものを除きます。（「サービスの内容」1～3の場合） ○減免申請の期限については県北振興局税務部にお尋ねください。</p> <p>◎減免の対象となる障害の種別・程度（身体障がい）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障がいの区分</th> <th>身体障害者等本人が運転の場合</th> <th>同一生計者・常時介護者が運転の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1～3級、4級の1</td> <td>左と同じ</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2級・3級</td> <td>左と同じ</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級</td> <td>左と同じ</td> </tr> <tr> <td>音声機能障害</td> <td>3級（喉頭摘出のみ）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上肢不自由</td> <td>1級・2級</td> <td>左と同じ</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td>1～6級、7級で他の障がいを複合する場合は手帳が1級・2級</td> <td>1～3級、4～7級で他の障がいを複合する場合は、手帳が1級・2級</td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td>1～3級、5級</td> <td>1～3級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能</td> <td>1級・2級</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障害</td> <td>1級・3級</td> <td>左と同じ</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td> <td>1～3級</td> <td>左と同じ</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td> <td>1～3級</td> <td>左と同じ</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※1）精神障害者保健福祉手帳1級で、かつ自立支援医療受給者証の交付を受けている方が対象です。</p>														障がいの区分	身体障害者等本人が運転の場合	同一生計者・常時介護者が運転の場合	視覚障害	1～3級、4級の1	左と同じ	聴覚障害	2級・3級	左と同じ	平衡機能障害	3級	左と同じ	音声機能障害	3級（喉頭摘出のみ）	—	上肢不自由	1級・2級	左と同じ	下肢不自由	1～6級、7級で他の障がいを複合する場合は手帳が1級・2級	1～3級、4～7級で他の障がいを複合する場合は、手帳が1級・2級	体幹不自由	1～3級、5級	1～3級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	移動機能	1～6級	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障害	1級・3級	左と同じ	肝臓機能障害	1～3級	左と同じ	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	左と同じ
障がいの区分	身体障害者等本人が運転の場合	同一生計者・常時介護者が運転の場合																																																		
視覚障害	1～3級、4級の1	左と同じ																																																		
聴覚障害	2級・3級	左と同じ																																																		
平衡機能障害	3級	左と同じ																																																		
音声機能障害	3級（喉頭摘出のみ）	—																																																		
上肢不自由	1級・2級	左と同じ																																																		
下肢不自由	1～6級、7級で他の障がいを複合する場合は手帳が1級・2級	1～3級、4～7級で他の障がいを複合する場合は、手帳が1級・2級																																																		
体幹不自由	1～3級、5級	1～3級																																																		
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級																																																		
	移動機能	1～6級																																																		
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障害	1級・3級	左と同じ																																																		
肝臓機能障害	1～3級	左と同じ																																																		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	左と同じ																																																		
申請手続きに必要なもの	<p>○減免申請書 ○通院証明書等（家族運転の場合） ○住民票謄本等（家族運転の場合） ○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（自立支援医療受給者証が交付されている方） ○運転免許証 ○印鑑 ○車検証（新車購入の場合は必要ありません）</p> <p>※上記以外の書類が必要な場合がありますので、詳しくは県北振興局税務部にお尋ねください。</p>																																																			
問い合わせ先	<p>県北振興局税務部課税課第二班（0956-24-7056）</p>																																																			

# 《⑬税 の 減 免 等》

● …必ず手帳が必要なサービスです。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
所得 税の 障害 者 控 除	<p>納税者自身が障がい者である場合、または納税者に障がい者である控除対象配偶者または扶養親族がいる場合には、その年分の各所得の合計額から、1人あたり次の額が控除されます。</p> <p>1. 特別障害者の場合 40万円 ※控除対象配偶者または扶養親族が同居特別障害者である場合は75万円控除（35万円加算）</p> <p>2. 一般障害者の場合 27万円</p>													
条件	<p>○特別障害者は次の手帳所持者です。 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、または精神障害者保健福祉手帳1級</p> <p>○一般障害者は次の手帳所持者です。 身体障害者手帳3～6級、療育手帳B1・B2、または精神障害者保健福祉手帳2・3級</p>													
申請 手続き に 必要 なもの	<p>給与所得者は各事業所で、その他の方は毎年3月15日までに税務署で確定申告をしてください。</p>													
問い合わせ先	佐世保税務署個人課税第一部門（22-9196）													

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
住 民 税 の 障 害 者 控 除	<p>所得税と同じ扱いで、次の額が控除されます。</p> <p>1. 特別障害者の場合 30万円 ※特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族で、「納税者」又は「納税者の配偶者」もしくは「納税者と生計を一にする親族」と常に同居している場合は53万円控除（23万円加算）</p> <p>2. 一般障害者の場合 26万円</p>													
条件	<p>○特別障害者は次の手帳所持者です。 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、または精神障害者保健福祉手帳1級</p> <p>○一般障害者は次の手帳所持者です。 身体障害者手帳3～6級、療育手帳B1・B2、または精神障害者保健福祉手帳2・3級</p>													
申請 手続き に 必要 なもの	<p>所得税の障害者控除申告をした方は必要ありません。その他の方は、毎年3月15日までに申告をしてください。</p>													
問い合わせ先	市民税課（内線2204～2210、2215）													

# 《⑬税 の 減 免 等》

★サービスの内容等が変更になる場合があります。 ● …必ず手帳が必要なサービスです。  
 ■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
相続税の障害者控除	<p>サービス内容</p> <p>被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、85歳未満の障がい者である場合は、障がいの程度及び年齢に応じて相続税が減額になります。</p> <p>1. 特別障害者の場合：税額－{(85歳)－(相続開始日の年齢)}×20万円</p> <p>2. 一般障害者の場合：税額－{(85歳)－(相続開始日の年齢)}×10万円</p> <p>条件</p> <p>○特別障害者は次の手帳所持者です。                      身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、または精神障害者保健福祉手帳1級</p> <p>○一般障害者は次の手帳所持者です。                      身体障害者手帳3～6級、療育手帳B1・B2、または精神障害者保健福祉手帳2・3級</p> <p>申請手続きに必要なもの</p> <p>詳しくは下記のお問い合わせ先へお尋ねください。</p>													
問い合わせ先	佐世保税務署個人課税第一部門(0956-22-9196)													